

令和5年6月16日

土木部施設保全課

## 江東区立若洲公園の指定管理者の選定手続きについて

江東区立若洲公園については、「江東区公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例」及び「江東区立都市公園条例」に基づき、平成18年4月から指定管理者制度による管理運営を行っているところであるが、令和5年度末をもって指定期間の満了を迎えるため、次のように再選定の手続きを実施する。

### 1 施設の名称・施設所在地

施設の名称	施設所在地
江東区立若洲公園	江東区若洲3-2-1

### 2 現在の指定管理者・指定期間

現在の指定管理者	現在の指定期間
東京港埠頭株式会社	令和3年4月1日から 令和6年3月31日まで

### 3 指定期間

令和6年4月1日～令和9年3月31日（3年間）

### 4 選定方法

非公募による選定

（非公募の理由）

ア 現指定管理者は、高い水準を維持しながら安定した経営を継続しており、集客力のあるイベントの実施、施設改修等の迅速な対応など、これまでのノウハウを生かした魅力ある公園づく

りを行っている。

イ 区立若洲公園と都立若洲海浜公園は、隣接していることから、同じ指定管理者による一体的な管理運営を行うことで、維持管理費の削減や利用者サービスの向上に繋がっている。

ウ 令和9年度のリニューアルオープンに向け、令和7年度から8年度にかけて公園内の工事が予定されている。工事期間中は、管理範囲の変更が想定されるため、園内施設や利用状況を熟知している現指定管理者が管理することで、工事期間中における区民への周知や安全管理など、柔軟な対応が期待できる。

## 5 今後の日程（予定）

日 付	内 容
令和5年 8月	江東区公の施設に係る指定管理者選定評価委員会での指定管理者候補者の決定
令和5年10月	第三回区議会定例会での指定議案の議決
令和6年 3月	協定書の締結
令和6年 4月	指定管理者による運営開始